

京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例（令和3年12月20日京都市条例第21号）（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課）

災害対策基本法の規定に基づき、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を避難支援等関係者に提供することに同意していない避難行動要支援者に係る名簿情報について、避難支援等関係者に提供するため、必要な事項を定めることとしました。

この条例は、令和3年12月20日から施行することとしました。

京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例を公布する。

令和3年12月20日

京都市長 門川大作

京都市条例第 21号

京都市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（以下「法」という。）の規定に基づき、避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を促進し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **避難行動要支援者** 本市の区域内に居住する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして別に定めるものをいう。
- (2) **避難支援等** 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) **避難支援等関係者** 避難支援等の実施に携わる関係者として別に定めるものをいう。
- (4) **避難行動要支援者名簿** 避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (5) **名簿情報** 避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。

(名簿情報の正確性の確保)

第3条 市長は、名簿情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

(名簿情報の提供)

第4条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次の各号に掲げる避難支援等関係者に対し、それぞれ当該各号に掲げる名簿情報を提供するものとする。

- (1) 別に定める避難支援等関係者 避難行動要支援者のうち、別に定める方法により名簿情報の提供を拒否する旨の申出をした者（以下この号において「拒否者」という。）以外の者に係る名簿情報（次号において「拒否者以外の名簿情報」という。）及び拒否

者に係る名簿情報（法第49条の10第2項第1号から第4号までに掲げる事項その他別に定める事項に限る。）

(2) 前号に掲げる避難支援等関係者以外の避難支援等関係者 拒否者以外の名簿情報（名簿情報の活用）

第5条 前条の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、災害の発生に備え、避難行動要支援者との信頼関係を構築するよう努めるものとする。

2 法第49条の11第3項又は前条の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者（以下「名簿情報の提供を受けた者」という。）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、当該名簿情報の提供を受けた者（当該名簿情報の提供を受けた者が法人である場合にあっては、その役員）及びその職員その他の当該名簿情報をを利用して避難支援等の実施に携わる者並びにその家族等の生命及び身体の安全の確保に支障のない範囲内で、避難支援等を実施するよう努めるものとする。

（協定の締結）

第6条 第4条の規定により名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者は、市長と名簿情報の取扱いに関する協定を締結しなければならない。

（名簿情報の漏えい防止のための措置）

第7条 名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

（名簿情報の利用及び提供の制限）

第8条 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

（秘密を守る義務）

第9条 第4条の規定により名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者（当該避難支援等関係者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報をを利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（報告及び検査）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、名簿情報の管理に関し、名簿情報の提供

を受けた者から必要な報告を求め、又はその状況を検査することができる。

(委任)

第11条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関する必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法第49条の11第2項の規定により提供されている名簿情報（京都市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定により提供されている名簿情報を含む。）は、第4条の規定により提供された名簿情報とみなす。

（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課）